

池田町墓地公園

位 置 北安曇郡池田町大字会染 2123 番地 8

区 画 面 積 5 平方メートル

永代使用料 292,000 円

清 掃 料 年額 3,600 円

池田町

申 込 要 領

* 申込資格

◎池田町在住の方

◎池田町以外に在住の方で下記に該当する方

- ・将来池田町に居住される方
- ・池田町に固定資産を所有されている方
- ・池田町と深い関りを持ち特に町長の認める方

(ただし、池田町在住の使用代理人の設定が必須となります)

* 申請書類等

- ・申請書
- ・住民票写
- ・印鑑登録証明書
- ・口座振替依頼書 (清掃料引落用)

町外在住の場合は上記の他

- ・代理人選定届
- ・代理人の住民票写
- ・代理人の印鑑登録証明書

* 注意事項

◎墓石及び墓誌は、使用許可を受けてから5年以内に建立していただきます。

◎聖地に設置する墓石等は全て基準寸法が決まっています。

◎墓石の建立の有無に係らず、使用聖地の清掃管理は必ず行ってください。

◎供物や花草、ゴミ等は必ず全て持ち帰り、家庭のゴミと一っしょに処理してください。

◎公園内での火気の使用は厳禁です。

◎火葬をしていない死体(胎)の埋葬はできません。

◎既納の永代使用料及び清掃料は、特別の場合を除きお返し致しません。

◎次の場合は、申請及び届出が必要です。

- (1) 納骨をするとき。
- (2) 墓石等の建立をしようとするとき。
- (3) 墓石等の建立が完成したとき。
- (4) 本籍、住所又は氏名が移動又は変更したとき。
- (5) 許可証の紛失又は汚損したとき。
- (6) 代理人及び代理人の住所が変更したとき。
- (7) 使用者本人が死亡したとき。

*各種手続

◎新たに聖地の使用を希望される方は

- ・別に掲げる申請書類等を整備の上、使用料、清掃料と共に役場へ提出してください。

◎お墓を立てる場合は

- ・使用許可を受けてから5年以内にお墓を建てなければなりません。この場合碑石と墓誌のみでも結構です。
- ・お墓を建てようとするときは着手届、終了したときは完了届を提出し、それぞれ検査を受けます。この場合聖地の臨時使用許可を受けなければなりませんので、石材店さん等と十分ご相談ください。なお、聖地の臨時使用には1日1,000円が必要となります。

◎清掃料は

- ・年度途中で使用許可を得た場合は、許可を受けた月を含む残りの月数に年額清掃料の12分の1の額を乗じて得た額が初年度の清掃料となります。
- ・2年目以降は、毎年4月に納入通知書を発送しますので納期限までに納入してください
- ・清掃料は、個々の使用聖地以外の環境を維持するためのものです。
- ・清掃料の滞納が度重なりますと、使用許可が取り消されます。

◎聖地の清掃管理について

- ・使用聖地の管理は使用者が行うことになっています。聖地内は常に管理し、清潔に保つよう心がけてください。管理を怠ると使用許可が取り消されることがあります。

◎納骨の手続は

- ・納骨するときは、火葬証明書と使用許可証を役場住民課生活環境係へ提出してください。
- ・勝手にお骨を移したり、納骨したりすることは禁じられていますので、最寄りの市区町村役場へお問い合わせください。

◎お墓を使わなくなったときは

- ・未使用聖地（墓石建立されていない）の場合は使用料の半額を返還します。
- ・既に墓石等を建立済の場合は、聖地を使用前の状態に復旧し返還していただきます。この場合使用料の返還はありません。

◎本籍、住所、氏名、代理人等に変更があった場合は、必ず所定の手続きをとるようにしてください。

◎聖地を継承するときは

- ・使用者の死亡等により使用者を変更するときは、聖地継承許可申請が必要です。申請には、許可証、戸籍謄本、住民票写、印鑑登録証明書及び継承を証明する書類が必要です。